

○常総市一般競争入札実施要綱

平成14年3月1日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の契約について、良質な工事の確保を図るとともに、より一層の公平性、透明性及び競争性の向上に資するため、一般競争入札の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）並びに常総市契約規則（平成17年水海道市規則第130号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象工事（以下「対象工事」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち予定価格が5百万円以上のものとする。ただし、常総市建設工事等指名業者選考委員会規程（昭和55年水海道市訓令甲第4号）第1条に規定する常総市建設工事等指名業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、一般競争入札以外の方法によることが適当であると認めるものについては、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 令第167条の6第1項の規定により公告すべき一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 常総市競争入札参加資格審査要綱（平成15年水海道市告示第81号）に基づき作成された常総市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者でないこと。
- (4) 令第167条の4第2項の規定による市の一般競争入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指名停止を現に受けていない者であること。
- (6) 対象工事において、建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(7) 5千万円以上（建築一式工事においては、8千万円以上）の下請負を予定する場合については、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(8) 対象工事ごとに定める次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 経営事項審査の総合数値の上限又は下限

イ 本店等の所在地

ウ 完成工事高

エ 同種工事の施工実績

オ 資本金の額

カ その他必要とする要件

(9) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税を完納していること。

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、選考委員会に諮り、別に入札参加資格を定めることができる。

（発注方法等）

第4条 対象工事の発注は、当該対象工事を一括して発注する方法又は施工の目的物に応じて分離して発注する方法のいずれかとし、選考委員会において決定するものとする。

2 対象工事の発注の形態は、単体による方式若しくは特定建設工事共同企業体による方式又はこれらの混合による方式とし、選考委員会において決定するものとする。

（ホームページへの掲載）

第5条 契約規則第6条第1項の規定により一般競争入札の公告をしたときは、その内容を市のホームページに掲載するものとする。

（設計図書の閲覧及び貸出し）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、別表に定めるところにより当該一般競争入札に係る設計図書の閲覧をし、又は貸出しを受けることができる。

2 前項の規定により閲覧をし、又は貸出しを受けようとする者は、その身分を証するものを提示しなければならない。

3 参加希望者は、総務部総務課に対し、設計図書の内容に関する質問を書面により行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、電子入札（入札に係る案件の登録から参加申請、入札及び落札者の決定までの事務をインターネットに接続したコンピュータを

使用して処理する入札手続をいう。以下同じ。)による場合は、システム(電子入札を行うための電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して閲覧することができる。

(入札説明会及び現場説明会の開催)

第7条 入札説明会及び現場説明会は、選考委員会が必要と認めた場合に開催するものとする。

(資格審査の申請)

第8条 参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)により市長に申請し、入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める書類については、この限りでない。

(1) 主任(監理)技術者配置予定表

(2) 施工実績表

(3) 施工計画表

(4) 特定建設工事共同企業体協定書(特定建設工事共同企業体を結成する場合に限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請書を受け付ける期間は、5日間以内とする。

(電子入札における申請)

第9条 前条の規定にかかわらず、電子入札による場合にあっては、市長が別に定めるところにより、システムを使用して申請しなければならない。

(資格審査)

第10条 資格審査は、選考委員会が行うものとする。

2 資格審査は、原則として、第8条第3項の規定による受付期間の最終の日の翌日から起算して5日以内に行うものとする。

(資格審査結果の通知等)

第11条 市長は、資格審査の結果について、一般競争入札参加資格確認通知書により当該資格審査を申請した者に通知するものとする。

2 資格審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面による説明を求めることができる。

(入札参加の停止)

第12条 市長は、資格審査において入札参加資格があると認められた者及び第

9条の規定によりシステムを使用して申請した者（以下「入札参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、選考委員会に諮り、その者の一般競争入札への参加を停止することができる。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる入札参加資格又は同条第2項の規定により定められた入札参加資格に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書及びその添付書類（電子入札による場合にあつては、システムへの入力事項）において、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったことが判明したとき。
- (3) 一般競争入札に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

（入札参加停止の通知）

第13条 市長は、前条の規定により入札参加を停止したときは、当該停止をされた者に対して、その旨を通知するものとする。

（入札の執行）

第14条 入札参加者は、一般競争入札に際し、入札書に記載した金額の根拠となる工事費積算内訳書を提出しなければならない。ただし、電子入札による場合にあつては、市長が別に定めるところによる。

2 令第167条の8第4項の規定により再度の入札をする場合の回数は、対象工事ごとに選考委員会が定める。

（入札執行の中止）

第15条 市長は、やむを得ない事態が生じたときは、一般競争入札の執行を中止し、又は延期するものとする。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

（水海道市一般競争入札試行実施要綱の廃止）

2 水海道市一般競争入札試行実施要綱（平成6年水海道市告示第21号）は廃止する。

中略

附 則（令和6年告示第25号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第 号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

設計図書貸出しの受付期間等

受付期間	当該一般競争入札の公告の日から入札の日まで（常総市の休日を定める条例（平成元年水海道市条例第10号）第1条第1項の市の休日を除く。）
受付時間	午前9時から午後4時まで
場所	総務部総務課
貸出回数	一の参加希望者につき1回
貸出期間	当該図書の貸出しを受けた日から当該入札の日まで